

大阪府条例第七号

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年大阪府条例第二百二十三号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入調査)</p> <p>第十一条 知事は、この条例(第十五条から第二十条までの規定を除く。次項において同じ。)の施行に必要な限度において、規則で定める職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>(不動産の譲渡等に係る規制等)</p> <p>第十五条 何人も、自己が譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする不動産が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物又は知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持(法令及び条例の規定に違反しない行為を除く。以下「薬物の製造等」という。)をする場所に使用されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。</p> <p>2 不動産の譲渡等しようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産が薬物の製造等をする場所に使用されるものでないことを確認するよう努めるものとする。</p> <p>3 不動産の譲渡等しようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 契約の相手方は、当該不動産を薬物の製造等をする場所に使用してはならないこと。</p> <p>二 譲渡等をした不動産が薬物の製造等をする場所に使用されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことのできるものとする。</p> <p>4 不動産の譲渡等しようとする者が前二項に規定する措置を講じた場合において、譲渡等をした不動産が薬物の製造等をする場所に使用されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産の買い戻しを申し入れるよう努めるものとする。</p> <p>(不動産の譲渡等の代理又は媒介に係る規制等)</p>	<p>(立入調査)</p> <p>第十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定める職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p>

第十六条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が薬物の製造等をする場所に使用されることとなることを知つて、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条第二項及び第三項に規定する事項を実施することを助言するよう努めるものとする。

(旅館営業者の宿泊契約等に係る規制等)

第十七条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百十八号)第二条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「旅館営業者」という。)は、同項の許可の申請に係る施設が宿泊しようとする者により薬物の製造等をする場所に使用されることとなることを知つて、当該施設に宿泊させてはならない。

2 旅館営業者は、当該施設への宿泊契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 宿泊しようとする者は、当該施設を薬物の製造等をする場所に使用してはならないこと。

二 宿泊しようとする者が当該施設において薬物の製造等を行つてゐることが判明したときは、旅館営業者は、当該施設からの退去を求めることができること。

3 当該施設が薬物の製造等をする場所に使用されることが判明したときは、旅館営業者は、当該宿泊者に対し、当該施設からの退去を求めるよう努めるものとする。

(説明又は資料の提出)

第十八条 知事は、第十六条第一項又は前条第一項の規定の実施に必要な限度において、不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者、旅館営業者その他関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第十九条 知事は、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定の違反があつた場合において、当該違反に係る行為が薬物の製造等を助長したと認めるときは、当該違反をした者に対し、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定を遵守するよう勧告することができる。

(公表)

第二十条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、説明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

第二十一条 第二十七条 (略)

第十五条 第二十一条 (略)

(両罰規定)
第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(両罰規定)
第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成二十八年三月一日から施行する。